有効利用評価方針の概要

電波の利用状況調査・有効利用評価

- 電波監理審議会は、有効利用評価方針の作成・公表を行う。
- 総務大臣が行った利用状況調査に対し、**評価を実施、必要に応じて事業者ヒアリングを実施する**。

電波の利用状況の調査[電波法第26条の2第1項]

電気通信業務用基地局

(携帯電話・全国BWA) (毎年) [法第26条の2第1項第1号]

電気通信業務用基地局以外の無線局

「法第26条の2第1項第2号]

公共業務用無線局

(毎年) [省令第3条第1項第2号]

各種電波利用システム

①714MHz以下(令和5年度) ②714MHz超 (令和6年度) 「省令第3条第1項第3号]

臨時の利用状況調査 (必要に応じ) [省令第7条]

- ①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備 の使用技術、現に使用している周波数の幅
- ②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確 保のための技術の導入状況、無線局の使用 実態、代替可能性、電波を有効利用するため の計画、使用周波数の移行計画、接続・卸役 務提供の状況

①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備 の使用技術 查事項

- ②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確 保のための技術の導入状況、無線局の使用 実態、代替可能性、電波を有効利用するため の計画、使用周波数の移行計画
- ③発射状況調査(補完調査)

••総務大臣

•• 電波監理審議会

調査結果の報告・概要の公表 [法第26条の2第2項]

有効利用評価方針の公表 [法第26条の3第2項]

評価(案)の検討 事業者ヒアリング[法第26条の3第5項]

> 評価(案)に対する意見募集 意見募集内容の検討

> > 評価結果の公表 [法第26条の3第4項]

周波数割当計画の作成・改正、電波の有効利用に資する政策への反映

有効利用評価方針の概要

評価の方法等

(1)電気通信業務用基地局に係る評価

| 評価事項 | 人口カバー率、技術導入状況等 | その他(インフラシェアリングの取組等) |
|------|--|---|
| 評価方法 | <u>周波数帯ごとの実績評価</u> 及び <u>進捗評価(定量的</u> ・定性的)。 | <u>複数の周波数を横断した</u> 総合的に勘案した <u>定性的な評価</u> 。 |

| 周波数带 | | 認定が満了した周波数帯等 | 認定の有効期間中の周波数帯 | | |
|------|------|--|--|--|--|
| 実績評価 | 評価事項 | i 基地局の数 iv通信量 ii 人口カバー率 v技術導入状況 iii 面積カバー率 vi 総合的な評価 | i カバレッジ (基地局の数、人口カバー率、面積カバー率) ii 技術導入状況 iii 総合的な評価 | | |
| | 評価方法 | 開設計画比、平均比 等 | 平均比 等 | | |
| 進捗評価 | 評価事項 | i カバレッジ (基地局の数、人口カバー率、面積カバー率) ii 通信量 iii 技術導入状況 | i カバレッジ(基地局の数、人口カバー率) ii 技術導入状況 | | |
| | 評価方法 | 前年度比 | 開設計画比、前年度比 | | |

※ 複数の周波数を横断した定性的な評価基準も定めるとともに、 免許人ごとに各評価を踏まえた総合的な所見を述べる。

(2)電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価

| 評価する 無線局 | 公共業務用無線局 | その他無線局 |
|-------------|---|---|
| 評価方法 | 需要が顕在化している周波数約 <u>1,200MHz幅を踏まえた。電波の利用の停止、周波数移行・共用の対応の状況</u> やデジタル化に向けた対応の状況等を定性的に評価。 | 無線局の数の増減、通信頻度、周波数の移行やデジタル化の状況等を定性的に評価*。 |

※重点調査対象システムは 実測による発射状況等を 踏まえて評価

(3)その他

- ▶ 免許人等に対し、評価に必要なヒアリング等を行う。
- 戸評価に関する事項に関し、必要に応じて勧告を行う。
- ➤ 各周波数帯の利用実態に係る評価に必要な調査・評価結果等を踏まえ、電波の特性に応じた<u>電波利用の需要や利用実態の変化、技術進展等</u> に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行う。

電気通信業務用基地局の評価基準 概要

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価(定量評価)

| 評価事項 | 実績評価 (別紙1関係) | 進捗評価 (別紙2関係) |
|------------------|-----------------|-----------------|
| ① 電気通信業務用基地局の数 | 絶対評価 | ①~③を踏まえた |
| ② 人口カバー率 | 絶対評価 | 総合的な評価 |
| ③ 面積カバー率 | 相対評価 | (前年度比) |
| ④ 無線局の行う無線通信の通信量 | 絶対評価 | 前年度比 |
| ⑤ 技術導入状況 | 絶対評価 | 前年度比 |
| 総合的な評価 | 絶対評価 (③を除く) | |

認定の有効期間中の周波数帯の評価(定量評価)

| 評価事項 | 実績評価 (別紙3関係) | 進捗評価 (別紙4関係) | |
|----------------|----------------------|--------------------|--|
| ① 電気通信業務用基地局の数 | | ①・②を踏まえた | |
| ② 人口カバー率 | ①~③を踏まえた 総合的な相対評価 | 総合的な評価 (開設計画比) | |
| ③ 面積カバー率 | | なし | |
| ④ 5 G高度特定基地局の数 | ④・⑤を踏まえた | ④・⑤を踏まえた | |
| ⑤ 5 G基盤展開率 | 総合的な相対評価 | 総合的な評価 (開設計画比) | |
| ⑥ 技術導入状況 | 絶対評価 | 前年度比 | |
| 総合的な評価 | 絶対評価 (④・⑤を除く) | | |

複数周波数を横断した評価(定性評価)別紙5関係

- ① 総務省令に規定する事項に対する評価
- ② 総合的な評価

有効利用評価方針の概要① (電気通信業務用基地局)

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価(実績評価)別紙1関係

| 1 | 電気通信業務 |
|---|--------|
| | 用基地局の数 |

| | SS | S | Α | В | С | D | 備考 |
|---|----|---|---|-------------|---|-------------------------------|--------------------|
| ١ | 1 | 1 | - | 認定計画値以上である。 | _ | B評価に該当しない場合。 (認定計画値未満である。) | 800MHz帯及び2GHz帯を除く。 |

人口カバー率

| | SS | S | Α | В | С | D |
|---------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 700MHz | 100% | 95%以上 | 90%以上 | 85%以上 | 80%以上 | 80%未満 |
| 800MHz | 100% | 95%以上 | 90%以上 | 85%以上 | 80%以上 | 80%未満 |
| 900MHz | 100% | 95%以上 | 90%以上 | 85%以上 | 80%以上 | 80%未満 |
| 1.5GHz | 100% | 95%以上 | 90%以上 | 70%以上 | 50%以上 | 50%未満 |
| 1.7GHz | 100% | 95%以上 | 90%以上 | 70%以上 | 50%以上 | 50%未満 |
| 2GHz | 100% | 95%以上 | 90%以上 | 70%以上 | 50%以上 | 50%未満 |
| 2.5GHz BWA | 100% | 95%以上 | 90%以上 | 70%以上 | 50%以上 | 50%未満 |
| 3.5GHz | 100% | 95%以上 | 90%以上 | 70%以上 | 50%以上 | 50%未満 |

| 参考(開設指針における絶対審査基準) |
|---|
| 総合通信局の管轄区域ごの特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て80%以上(平成31年度末) |
| - |
| 総合通信局の管轄区域での特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て80%以上(平成30年度末) |
| 各総合通信局の管轄区域内の特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て50%以上(平成26年度末) |
| ○H18開設指針: 東名阪各総合通信局の管轄区域内の(市町村)人口がパー率が全て50%以上 ○H21開設指針: 各総合通信局の管轄区域内の特定基地局の(市町村)人口がパー率が全て50%以上 |
| - |
| 総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て50%以上(平成24年度末) 総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率が全て50%以上(平成29年度末) |
| 総合通信局の管轄区域ごの特定基地局の人口カバー率が全て50%以上(平成30年度末) |

※ 評価基準における人口カバー率は、評価区域におけるメッシュ内の人口の合計に対する、メッシュ(通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の2分の1を超えるものに限る。)内の 人口の合計の割合をいう。なお、通信が可能となる区域か否かの判断は各事業者が行う。

面積カバー率

※ 周波数帯ごとに各免許人 の値を合計して免許人の数 で除した値

| SS | S | Α | В | С | D |
|----|--------------------------------------|---|---|-----------------------|---|
| 1 | 周波数帯平均値 [※] の 110%以上である。 | | | 周波数帯平均値の 70%未満である。 | 1 |

無線局の行う無線通信の通 信量

| SS | S | Α | В | С | D |
|----|---|---|--------------------------------|---|---|
| - | 1 | _ | 評価区域内の全ての都道府県において、毎日トラ ヒックがある。 | | B評価に該当しない場合。(評価区域内のいずれかの都道府県において、1日の間トラヒックがない。) |

技術導入状況

| SS | S | Α | В | С | D |
|----|---|---|--|---|--|
| 1 | - | _ | 評価区域内の全ての都道府県において、CA、 MIMO若しくはQAMのいずれか又はそれらの代替 技術を導入し、電波を能率的に利用している。 | | B評価に該当しない場合。(評価区域内のいずれかの都道府県において、ア又はイの場合である。 ア CA、MIMO若しくはQAMのいずれか又はそれらの代替技術を導入しているが、電波を能率的に利用していない。 イ CA、MIMO、QAM及びそれらの代替技術のいずれも導入していない。) |

総合的な評価

| S | Α | В | С | D |
|-----------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--|
| 2 (人口カバー率)の評 価がSS又はSである。 | 2 (人口カバー率)の評 価がAである。 | 2 (人口カバー率)の 評価がBである。 | 2 (人口カバー率)の 評価がCである。 | 1 (基地局の数)、2 (人口カバー率)、4 (通信量)又は5 (技術導入状況) のいずれかの評価がD である。 |

有効利用評価方針の概要2-1 (電気通信業務用基地局)

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価(進捗評価)別紙2関係

1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

| = | 评価項目 | S | Α | В | С |
|----------------------------|-------|---|--|--|---|
| | 全国 | 前年度実績値+3,000局超 | 前年度実績値±3,000局以内 | 前年度実績値-5,000局以上 前年度実績値-3,000局未満 | 前年度実績値-5,000局未満 |
| | 北海道 | 前年度実績値+124局超 | 前年度実績値±124局以内 | 前年度実績値-207局以上 前年度実績値-124局未満 | 前年度実績値-207局未満 |
| | 東北 | 前年度実績値+205局超 | 前年度実績値±205局以内 | 前年度実績値-341局以上 前年度実績値-205局未満 | 前年度実績値-341局未満 |
| 1 | 関東 | 前年度実績値+1,057局超 | 前年度実績値±1,057局以内 | 前年度実績値-1,762局以上 前年度実績値-1,057局未満 | 前年度実績値-1,762局未満 |
| 電気 | 信越 | 前年度実績値+101局超 | 前年度実績値±101局以内 | 前年度実績値-168局以上 前年度実績値-101局未満 | 前年度実績値-168局未満 |
| 電気通信業務用基地局の | 北陸 | 前年度実績値+70局超 | 前年度実績値±70局以内 | 前年度実績値-116局以上 前年度実績値-70局未満 | 前年度実績値-116局未満 |
| 素 務 田 | 東海 | 前年度実績値+355局超 | 前年度実績値±355局以内 | 前年度実績値 – 592局以上 前年度実績値 – 355局未満 | 前年度実績値 – 592局未満 |
| 送 地 | 近畿 | 前年度実績値+488局超 | 前年度実績値±488局以内 | 前年度実績値-814局以上 前年度実績値-488局未満 | 前年度実績値-814局未満 |
| | 中国 | 前年度実績値+173局超 | 前年度実績値±173局以内 | 前年度実績値-288局以上 前年度実績値-173局未満 | 前年度実績値-288局未満 |
| 数 | 四国 | 前年度実績値+88局超 | 前年度実績値±88局以内 | 前年度実績値-147局以上 前年度実績値-88局未満 | 前年度実績値-147局未満 |
| | 九州 | 前年度実績値+304局超 | 前年度実績値±304局以内 | 前年度実績値-507局以上 前年度実績値-304局未満 | 前年度実績値-507局未満 |
| | 沖縄 | 前年度実績値+35局超 | 前年度実績値±35局以内 | 前年度実績値-58局以上 前年度実績値-35局未満 | 前年度実績値 – 58局未満 |
| (2) 人 | ロカバー率 | 前年度実績値+1%超 | 前年度実績値±1%以内 | 前年度実績値 – 5%以上 前年度実績値 – 1%未満 | 前年度実績値-5%未満 |
| (3) 面 | 積カバー率 | 前年度実績値+1%超 | 前年度実績値±1%以内 | 前年度実績値 – 5%以上 前年度実績値 – 1%未満 | 前年度実績値-5%未満 |
| (4) 総合的な評価 | | 前年度実績値を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。ア (1)、(2)又は(3)の評価のうちいずれかがSである。イ (1)、(2)及び(3)の評価がいずれもA以上である。 | 前年度実績値を維持しているとして、 (1)、(2)及び(3)の評価がいずれも Aである。 | 前年度実績値を大きく下回っているとして、ア及びイを満たしているア (1)、(2)又は(3)の評価のうちいずれかがBである。イ (1)、(2)及び(3)の評価がいずれもB以上である。 | 前年度実績値を非常に大きく下 回っているとして、(1)、(2)又は(3) の評価のいずれかがCである。 |

有効利用評価方針の概要②-2 (電気通信業務用基地局)

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価(進捗評価)別紙2関係

2 無線局の行う無線通信の通信量

| S | Α | В | С |
|---|---|-------------------------|-------------------------|
| _ | ı | 帯域別トラヒック総量が前年度実績値以上である。 | 帯域別トラヒック総量が前年度実績値未満である。 |

3 技術導入状況

| S | Α | В | С |
|------------------------------------|--------------|--------------------------------|--------------|
| 前年度実績値を大きく上回っているとして、ア及びイを | 前年度実績値と同等程度 | 前年度実績値を大きく下回っているとして、ア及びイを | 前年度実績値を非常に大き |
| | | 満たしている。 | |
| ア (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO若し | | | |
| 1 , , , | | くはMassive MIMO又は(ウ)256QAMのうち1つ | |
| 以上で、技術導入状況が前年度実績値+10%を | | | ` , |
| | いずれも、技術導入状況が | | うち1つ以上で、技術導入 |
| イ (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又は | | | |
| Massive MIMO及び(ウ)256QAMのいずれも、技 | である。 | Massive MIMO及び(ウ)256QAMのいずれも、技 | 30%未満である。 |
| 術導入状況が前年度実績値-10%以上である。 | | 術導入状況が前年度実績値-30%以上である。 | |

有効利用評価方針の概要③ (電気通信業務用基地局)

認定の有効期間中の周波数帯等の評価(実績評価)別紙3関係

G高度特定基地局の

110%を超えている。

| 1 電気通信業 |
|---------------------|
| 務用基地局 |
| の数、人口カ |
| バ - 率 及 び 面積カバ-率 |

S Α 周波数帯の平均的な電波の利用波数帯の平均的な電波の利用状況と同等程度であるとして 用状況を大きく上回っているとし |以下の条件を複数満たしている、又は、条件の範囲を上回って|回っているとして、以下の条件を複数満たしている。 て、ア及びイを満たしている。 いるものと条件の範囲を下回っているものがある。 ア 電気通信業務用基地局の ア 電気通信業務用基地局の数が、電気通信業務用基地局 数、人口カバー率及び面積カ の数に係る周波数帯平均値の90%以上110%以下である

バー率のうち複数が、周波数 イ 人口カバー率が、人口カバー率に係る周波数帯平均値の 帯平均値の110%を超えてい 90%以上110%以下である。ただし、人口カバー率に係る周 波数帯平均値の110%にあたる人口カバー率が100%を超 イ 電気通信業務用基地局の える場合は、周波数帯平均値± (100% - 周波数帯平均 値)以内とする。 数、人口カバー率及び面積カ

ウ 面積カバー率が、周波数帯平均値の90%以上110%以 バー率のいずれも、周波数帯 | 平均値の90%以上である。 下である。

5

| 周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく下 | 周波数帯の平均的な電波の利用 ア 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率又 して、ア及びイを満たしている。 は面積カバー率のうち複数が、周波数帯平均値のア 電気通信業務用基地局の数 70%以上かつAの条件の範囲を下回っている。

В

イ 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及 び面積カバー率のいずれも、周波数帯平均値の 110%以下である。

ウ 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及 び面積カバー率のうち、1つがAの条件の範囲を満 たしており、1つ以上が周波数帯平均値の70%未 満である。

R

状況を非常に大きく下回っていると 人口カバー率及び面積カバー率 のうち複数が、周波数帯平均値

C

の70%未満である。 イ 電気通信業務用基地局の数 人口カバー率及び面積カバー率 のいずれも、Aの条件の範囲を 下回っている。

5 G 高度 特定基地局 の数及び5 G基盤展開率

※ 2.3GHz帯を除く

S Α 周波数帯の平均的な 周波数帯の平均的な電波の利用状況と同等程度であるとして、ア又はイのいず 電波の利用状況を大きれかを満たしている。

〈上回っているとして、5 | ア 5 G高度特定基地局数及び 5 G基盤展開率のいずれも、周波数帯平均 値の90%以上110%以下である。ただし、5 G基盤展開率に係る周波数帯 平均値の110%にあたる5 G基盤展開率が100%を超える場合は、周波数 帯平均値± (100%-周波数帯平均値) 以内とする。

数及び5G基盤展開 率のいずれも、それぞれ 周波数帯平均値のイ 5 G高度特定基地局数及び5 G基盤展開率のうち、一方が周波数帯平 均値の110%を超えており、他方が周波数帯平均値の110%以下である。

Δ

周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく下 回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア 5 G 高度特定基地局数及び 5 G 基盤展開 率のうち、一方がAの条件の範囲を満たしており、 他方がAの条件の範囲を下回っている。

В

イ 5 G 高度特定基地局数及び 5 G 基盤展開 率のいずれもAの条件の範囲を下回っており、かつ 1つ以上が70%以上である。

C 各周波数帯の平均的な電波 の利用状況を非常に大きく下 回っているとして、5 G高度特定基地局数及び5 G基盤展 開率のいずれも、5 G用周波 数帯平均値の70%未満であ

技術導入 状況

| | | 3 | Λ | ם | C |
|---|-------------------|--|---|---|---|
| | 、 波数帯以 外の周波 | 50%を超えている。 ア CA | 以下のうち複数の技術が導入されている。 ア CA イ 2/4/8MIMO | ア CA イ 2/4/8MIMO | 以下のうちいずれの技術も導入されていない。 ア CA イ 2/4/8MIMO |
| , | 数帯 | イ 4/8MIMO (Massive MIMOを含む) ウ 256QAM | (Massive MIMOを含む) ウ 256QAM又はUL64QAM | (Massive MIMOを含む) ウ 256QAM又はUL64QAM | (Massive MIMOを含む) ウ 256QAM又はUL64QAM |
| | | 以下のうち複数の技術の導入率が 50%を超えている。 ア CA イ 4/8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM | 以下のうち複数の技術が導入されている。 ア CA イ 4/8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM | 以下のうち 1 つの技術が導入されている。 ア CA イ 4/8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM | 以下のうちいずれの技術も導入されていない。 ア CA イ 4/8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM |

4 総合的な 評価

| S | Α | В | С |
|---|---|---|--|
| 1 (電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率)及び3(技術導入状況)の評価のうち一方がSであり、他方がA又はSである。 | | 1 (電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率)及び3(技術導入状況)の評価のうち一方がBであり、他方がB、A又はSである。 | 1 (電気通信業務用基地局の数、人口カ バー率及び面積カバー率)又は3(技術導入 状況)の評価のうちいずれかがCである。 |

有効利用評価方針の概要4-1 (電気通信業務用基地局)

認定の有効期間中の周波数帯等の評価(進捗評価)別紙4関係

1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率(5 G用周波数帯以外の周波数帯)

| | 评価項目 | S | Α | В | С |
|-------------------|-------|---|--|--|-----------------|
| | 全国 | 計画値 +3,000局超 | 計画値以上 計画値+3,000局以内 | 計画值-3,000局以上 計画值未満 | 計画値 -3,000局未満 |
| | 北海道 | 計画値 +124局超 | 計画値以上 計画値+124局以内 | 計画値-124局以上 計画値未満 | 計画値 -124局未満 |
| 1 | 東北 | 計画値 +205局超 | 計画値以上 計画値+205局以内 | 計画値-205局以上 計画値未満 | 計画値 - 205局未満 |
| 電 | 関東 | 計画値 +1,057局超 | 計画値以上 計画値+1,057局以内 | 計画値-1,057局以上 計画値未満 | 計画値 -1,057局未満 |
| 電気通信業務用基地局 | 信越 | 計画値 +101局超 | 計画値以上 計画値+101局以内 | 計画値-101局以上 計画値未満 | 計画値 -101局未満 |
| 信 | 北陸 | 計画値 +70局超 | 計画値以上 計画値 + 70局以内 | 計画值-70局以上 計画值未満 | 計画値 - 70局未満 |
| 素 務 | 東海 | 計画値 +355局超 | 計画値以上 計画値+355局以内 | 計画值-355局以上 計画值未満 | 計画値 -355局未満 |
| 用 基 | 近畿 | 計画値 +488局超 | 計画値以上 計画値+488局以内 | 計画值-488局以上 計画值未満 | 計画値 -488局未満 |
| 地 | 中国 | 計画値 +173局超 | 計画値以上 計画値+173局以内 | 計画値-173局以上 計画値未満 | 計画値 - 173局未満 |
| の | 四国 | 計画値 +88局超 | 計画値以上 計画値+88局以内 | 計画值-88局以上 計画值未満 | 計画値 -88局未満 |
| 数 | 九州 | 計画値 +304局超 | 計画値以上 計画値+304局以内 | 計画值-304局以上 計画值未満 | 計画値 -304局未満 |
| | 沖縄 | 計画値 +35局超 | 計画値以上 計画値+35局以内 | 計画值-35局以上 計画值未満 | 計画値 - 35局未満 |
| (2) 人 | ロカバー率 | 計画値 +1%超 | 計画値以上 計画値+1%以内 | 計画値-1%以上 計画値未満 | 計画値 -1%未満 |
| (3) 総 | 合的な評価 | 認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、開設計画値を大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がSであり、他方がA又はSである。 | 認定された開設計画を適切に実施して いるとして、(1)及び(2)の評価のいずれ もAである。 | 認定された開設計画を概ね適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がBであり、他方がB、A又はSである。 | に実施していないとして、(1) |

2 電気通信業務用基地局の数(5G用周波数帯)

※ (1)及び(2)における総合通信局ごとの基準については、1(1)電気通信業務用基地局の数の基準を準用する。

| 周波数帯 | S | Α | В | С |
|--------------------------|--|---------------------|---|---------------------|
| (1) 電気通信業務用基 地局の数(屋外) | 1 = + 1 = 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / | | 計画值-3,000局以上 計画值未満 | 計画値-3,000局未満 |
| (2) 電気通信業務用基 地局の数(屋内) | 1 ST 10 MB 1 2 MMM 5 #2 | | 計画值-3,000局以上 計画值未満 | 計画値-3,000局未満 |
| (3) 総合的な評価 | 認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、開設計画値を大きく上回っているとして、(1)及び(2)のうち一方がSであり、他方がA又はSである。 | 施しているとして、(1)及び(2)のい | 認定された開設計画を概ね適切に 実施しているとして、(1)及び(2)の うち一方がBであり、他方がB、A 又はSである。 | 施していないとして、(1)及び(2)の |

有効利用評価方針の概要4-2 (電気通信業務用基地局)

認定の有効期間中の周波数帯等の評価(進捗評価)別紙4関係

3 5 G高度特定基地局の数及び 5 G基盤展開率 (5 G用周波数帯)

※ 2.3GHz帯を除く

| 1 | 平価項目 | S | Α | В | С |
|---------------|--------|---|--|--|-----------------|
| | 全国 | 計画値 +1,000局超 | 計画値以上 計画値+1,000局以内 | 計画値-1,000局以上 計画値未満 | 計画値 -1,000局未満 |
| | 北海道 | 計画値 +204局超 | 計画値以上 計画値+204局以内 | 計画值-204局以上 計画值未満 | 計画値 - 204局未満 |
| \bigcap_{1} | 東北 | 計画値 +167局超 | 計画値以上 計画値+167局以内 | 計画値-167局以上 計画値未満 | 計画値 -167局未満 |
| 5 | 関東 | 計画値 +92局超 | 計画値以上 計画値+92局以内 | 計画值-92局以上 計画值未満 | 計画値 -92局未満 |
| 5 6 e | 信越 | 計画値 +62局超 | 計画値以上 計画値+62局以内 | 計画值-62局以上 計画值未満 | 計画値 -62局未満 |
| 度 | 北陸 | 計画値 +35局超 | 計画値以上 計画値+35局以内 | 計画值-35局以上 計画值未満 | 計画値 -35局未満 |
| 高度特定基地局 | 東海 | 計画値 +73局超 | 計画値以上 計画値+73局以内 | 計画値-73局以上 計画値未満 | 計画値 - 73局未満 |
| 基 | 近畿 | 計画値 +68局超 | 計画値以上 計画値+68局以内 | 計画值-68局以上 計画值未満 | 計画値 -68局未満 |
| 児 | 中国 | 計画値 +86局超 | 計画値以上 計画値+86局以内 | 計画值-86局以上 計画值未満 | 計画値 -86局未満 |
| の数 | 四国 | 計画値 +56局超 | 計画値以上 計画値+56局以内 | 計画値-56局以上 計画値未満 | 計画値 - 56局未満 |
| 32 | 九州 | 計画値 +136局超 | 計画値以上 計画値+136局以内 | 計画値-136局以上 計画値未満 | 計画値 -136局未満 |
| | 沖縄 | 計画値 +21局超 | 計画値以上 計画値+21局以内 | 計画值-21局以上 計画值未満 | 計画値 -21局未満 |
| (2) 5 | G基盤展開率 | 計画値 +1%超 | 計画値以上 計画値+1%以内 | 計画値-1%以上 計画値未満 | 計画値 -1%未満 |
| (3) 総 | 合的な評価 | 認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、開設計画値を大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価うち一方がSであり、他方がA又はSである | 認定された開設計画を適切に実施して いるとして、(1)及び(2)の評価のいずれ も A である。 | 認定された開設計画を概ね適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がBであり、他方がB、A又はSである。 | に実施していないとして、(1) |

4 技術導入状況(※3)

別紙2 3(技術導入状況)の基準を準用する。

有効利用評価方針の概要⑤ (電気通信業務用基地局)

複数周波数帯を横断した評価 (定性評価) 別紙5関係

1 総務省令に規定する事項

| 評価項目 | a | b | С | d |
|----------------------------------|---|---|--|----------------------------------|
| ① 5 G基地局におけるインフラシェアリング | b に加えて、新技術の開発や 導入に積極的に取り組んでいる (又は計画を有している)。 | インフラシェアリングの実績があり、 今後、一定の計画を有している。 | インフラシェアリングの実績はある ものの、今後の計画がない(又 は不十分である)。 | インフラシェアリングの実績がなく、 また今後の計画もない。 |
| ②安全・信頼性の確保 | b に加えて、新技術の開発や 導入に積極的に取り組んでいる (又は計画を有している)。 | 過去の経験等を踏まえ、前年 度に比べて改善が見られる。 | 一定の取組はあるものの、前年 度に比べて改善が見られない。 | 十分な取組が行われていない。 |
| ③データトラヒック | b に加えて、新技術の開発や 導入に積極的に取り組んでいる (又は計画を有している)。 | トラヒックが増加傾向にあり、トラ ヒックを効率的に処理するための 工夫がなされている。 | トラヒックは減少傾向にあるもの の、トラヒックを効率的に処理す るための工夫がなされている。 | トラヒックを効率的に処理する工 夫がなされていない。 |
| ④電波の割当てを受けていない者等(MVNO)に対するサービス提供 | bに加えて、MVNOへの更なる開放に積極的に取り組んでいる。 | M V N O への提供が自社グループ以外の多数に行われている。 | M V N O への提供が自社グ ループ内に留まっている(又は 少数に留まっている)。 | MVNOへの提供を全く行って いない。 |
| ⑤携帯電話の上空利用及び IoTへの取組 | bに加えて、5 Gの活用(上空利用)/サービスの多様化(IoT利用)に積極的に取り組んでいる。 | 実用化に積極的に取り組んでいる。 | 実証段階に留まっている。 | 自社として具体的な取組が行 われていない。 |

2 総合的な評価

| a | b | С | d |
|--------------------------|------------------------------|-------------------------------|---------------------------|
| 電波の有効利用又は適切な電波利用が行われている。 | 電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われている。 | 電波の有効利用又は適切な電波利用 があまり行われていない。 | 電波の有効利用又は適切な電波利用が行われていない。 |